

平成30年第2回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 平成30年4月23日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年4月23日(月) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成30年4月23日(月) 午前10時05分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 5番 成澤五郎 6番 西山和夫

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	田 中 志津夫
生活福祉課主幹	永 田 吉 雄
税務会計課長	佐 藤 辰 治
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長兼 ものづくり推進室長	三 原 知 明
建設水道課長	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	帰 山 亮 一
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
知内高等学校主幹	長谷川 将 之
学校給食センター長	(帰 山 亮 一)
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒 井 俊 介

平成30年第2回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

平成30年4月23日(月)午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 5番、成澤五郎君 6番、西山和夫君
第2		会期の決定について
第3	議案第1号	平成30年度知内町一般会計補正予算(第1号)について
第4	議案第2号	知内町税条例等の一部を改正する条例について
第5	議案第3号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第6	議案第4号	知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案第5号	指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案第6号	知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第9	選任第1号	常任委員会委員の選任について
第10		諸般の報告(常任委員会正副委員長の選任報告)
追加日程 第1		議長の常任委員辞任について
第11	選任第2号	議会運営委員会委員の選任について
第12		諸般の報告について(議会運営委員会正副委員長の選任報告について)
追加日程 第2		議席の変更について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長(伊藤政博)

おはようございます。

平成30年第2回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は10人です。

定足数に達していますので、平成30年第2回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、成澤五郎君及び6番、西山和夫君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日に決定しました。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。議員の皆様には、平成30年知内町議会第2回臨時会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程しております議案は、お手元に配付のとおり議案6件であります。

議案第1号の平成30年度知内町一般会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算に6,750万円を追加し、総額を42億150万円とするものです。補正の主な内容は、8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費に町道3橋梁にかかる調査設計委託料及び工事請負費をそれぞれ追加補正するものであります。

議案第2号の知内町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律ほか関係法律が改正されたことに伴い、町税条例等の一部を改正するもので、改正の主な内容は、個人町民税の非課税限度額の引き上げ、固定資産税では、生産性革命にかかる中小企業の設備投資支援、たばこ税では加熱式たばこの規定の整備が主なものであります。

議案第3号の知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税課税限度額の引き上げ等による条例改正であります。

議案第4号の知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、内閣府令の改正に伴い幼児教育、保育施設が行う受給資格等の確認等について改正するものであります。

議案第5号の指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例については、介護保険法の改正によりこれまで都道府県が行っていた指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が行うことになったため、改正するものであります。

議案第6号の知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の事業を市町村が実施することとなったことから、基準等について定めるため、本条例を制定するものであります。

議案の内容については、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

● 議案第1号 平成30年度知内町一般会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第1号、『平成30年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第1号、平成30年度知内町一般会計補正予算（第1号）についてです。

平成30年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億150万円とするものです。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条地方債の補正です。地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。

例によりまして、歳出7ページからご説明を致します。8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費に6,750万円を追加し、6,856万4千円とするものでございます。13節委託料に向上雷橋補修調査設計委託として1,450万円、15節工事請負費に股瀬橋、向上雷橋、新知内橋をそれぞれ補修する工事と致しまして、合わせて5,300万円の追加をするものでございます。なお、説明資料見出し3、建設水道課に図面を添付してございますので、ご参照ください。

次に歳入です。4ページです。9款1項1目地方交付税に24万9千円を追加し、18億9,739万円とするものでございます。歳出の一般財源と致しまして、地方交付税に24万9千円を追加するものです。

5ページです。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に4,195万1千円を追加し、4,252万8千円とするものです。2節社会資本整備総合交付金と致しまして、先ほど歳出でご説明致しました3橋梁の長寿命化の補修事業ということで内示をいただきまして、4,195万1千円を追加するものでございます。

次に6ページです。20款1項町債、2目土木債に2,530万円を追加し、1億580万円とするものです。道路橋梁債と致しまして、3橋設計費及び工事費の財源と致しま

して、2, 530万円を追加するものです。これは過疎債です。

次に地方債の補正です。3ページです。第2表地方債補正(1)に変更と致しまして、道路橋梁債の限度額に2, 530万円を追加し、限度額を1億580万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更はございません。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第4、議案第2号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (佐藤辰治)

議案第2号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例等の一部を改正する条例であります。

説明につきましては、税務会計課説明資料で行いますので、見出しナンバー1の1ページをお開きいただきたいと思います。

知内町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年政令第126号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第127号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)の施行に伴う改正であります。

改正内容につきましては、住民税関係においては、10点の改正になります。1点目は、個人町民税の非課税の範囲において、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措

置の所得要件を合計所得金額125万円から135万円に引き上げ、控除対象配偶者の定義変更及び均等割非課税限度額を引き上げるものであります。施行期日は、平成30年4月1日となっております。ただし、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げ及び均等割非課税限度額の引き上げについては平成33年1月1日、控除対象配偶者の定義変更については、平成31年1月1日となっております。

2点目は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で、所得割非課税限度額の引き上げによるものであります。施行期日は、平成33年1月1日となっております。

3点目は、町税条例第31条にかかる均等割の税率における所要の規定を整備するものであります。施行期日は、平成30年4月1日となっております。

4点目は、所得控除における基礎控除額に合計所得金額を2,500万円以下とする所得要件を創設するものであります。施行期日は、平成33年1月1日となっております。

5点目は、調整控除における調整控除額に合計所得金額2,500万円以下とする所得要件を創設するものであります。施行期日は、平成33年1月1日となっております。

6点目は、寄附金税額控除の対象に社会福祉法人江差福祉会を加えるものであります。施行期日は、平成30年4月1日となっております。

7点目は、町民税の申告における年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しによるものであります。施行期日は、平成31年1月1日となりますが、規定の整備にかかるものは、平成30年4月1日となっております。

8点目は、法人の町民税の申告納付におきまして、租税特別措置法の規定の適用を受けられる場合に控除すべき額を法人税額から控除することについて規定するものであります。施行期日は、平成30年4月1日となりますが、申告書の電子情報処理組織による提出義務分については、平成32年4月1日となっております。

9点目は、法人の町民税に係る納期限の延長にかかる延滞金について、延滞金の計算方法を規定するものであります。施行期日は、平成30年4月1日となっております。

10点目は、その他規定の整備にかかるものになりますが、町税条例第23条の町民税の納税義務者等にかかる規定の整備については、施行期日を平成32年4月1日とし、町税条例第47条の3の特別徴収義務者にかかる規定の整備については、施行期日を平成31年1月1日とし、町税条例第47条の5の年金所得に係る仮特別徴収税額等における規定の整備については、施行期日を平成30年4月1日とするものであります。

続きまして、固定資産税関係におきましては、4点の改正となります。

1点目は、生産性革命集中期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づいて行われた中小企業の一定の設備投資について、3年間の時限的特例措置として設備投資分の固定資産税を全額減額するものであります。施行期日は、生産性向上特別措置法案の施行の日とするものであります。

2点目は、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額になりますが、高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存構築物について税額の3分の1を減額するものであります。施行期日は、平成30年4月1日となっております。

3点目は、特別措置にかかる規定の整備になりますが、住宅耐震改修が行われた住宅のうち認定長期優良住宅に該当することとなった住宅等にかかる固定資産税の減免措置につ

いて、平成32年3月31日まで延長するほか法律改正に伴う規定の整備となります。施行期日は、平成30年4月1日となっております。

4点目は、平成30年度評価替えに伴う規定の整備になりますが、固定資産税土地分の負担調整措置等現行の仕組みを3年間延長するものであります。施行期日は、平成30年4月1日となっております。

続きまして、たばこ税関係におきまして、4点の改正になります。

1点目は、加熱式たばこの喫煙用具を製造たばことみなすための諸要件を規定するものであります。施行期日は、平成30年10月1日となっております。

2点目は、たばこ税の課税標準であります。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とすることを平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行する等の規定を整備するものであります。施行期日は、第1条改正については、平成30年10月1日とし、第2条改正は、平成31年10月1日。第3条改正は、平成32年11月1日、第4条改正は、平成33年10月1日。第5条改正は、平成34年10月1日とするものであります。

3点目は、たばこ税の税率を規定するもので、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。施行期日は、第1条改正については、平成30年10月1日とし、第3条改正は、平成32年10月1日、第4条改正は、平成33年10月1日とするものであります。

4点目は、その他所要の規定の整備によるものであります。町税条例第92条における製造たばこの区分を規定するものについては、施行期日を平成30年10月1日とし、町税条例第92条の2、たばこ税の納税義務者については、施行期日を平成30年10月1日とし、町税条例第96条のたばこ税の課税免除については、施行期日を平成30年10月1日とするものであります。

また、説明資料の5ページから55ページまで、新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

固定資産税の関係ですが、国の生産性革命の特例の措置で3年間の措置が行われるということですが、知内の町に該当者があった場合、交付税措置はされるというふうに考えてよろしいでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

こちらの方、計画に基づく、今、措置法が作成後、うちの方で計画を作成し、その計画に基づいての設備投資について、減免するというので、うちの方、条例準則の中では2分の1からゼロの範囲で減免ができるということ、当町はゼロ、全額減免という形で定めまして、その分につきましては、交付税で全て措置を受けることができます。よろしく

お願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

同じく3ページの(3)の優良住宅の部分で、これについてですね、認定長期優良住宅という文言があるんですけども、この辺の制度的なもの、誰が認定、どのような形でと、うちの場合、前も佐々木課長時代に耐震のあれで何回も予算計上したんですけども、実例が1件もなかったということで、その部分、削除された経緯があるんですけども、これについて、どのような形でこれをやるのか、まず、あったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

掲載のとおりですが、耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することになった住宅等にかかる固定資産税を継続して今後、32年3月31日まで延長するという従前のものと同じようなものになっております。よろしくお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

その部分で、認定するということになると、誰かそういう認定を出す人がいると、その辺のあれはどのような形でシステムになっているのかなということ、どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

9番議員から出ました認定長期優良住宅の要件はどういうことかということで、後日報告でいいかな。今、わかります。それがわからなければ、進めない。後でもいいですか、それは。確認だけで。その部分は確認ということでもありますので、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第3号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第3号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。知内町国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、説明資料で行いますので、説明資料見出しナンバー2、生活福祉課説明資料の1ページをお開きください。今回の改正につきましては、平成30年度税制改正の大綱が平成29年12月22日閣議決定されまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯にかかる所得判定基準を改正されたことに伴い、税の一部改正をするものでございます。主な内容ですが、国民健康保険税の基礎課税にかかる課税限度額の引き上げについては、現行「54万円」から「58万円」に引き上げるものであります。これにより、国民健康保険税の限度額は、一般分、後期高齢者分、介護保険者分を合わせ、現行89万円から93万円となるものでございます。また、低所得者に対し、被保険者均等割及び世帯平等割を判定する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者の数に乗ずべき金額を「270,000円」から、「275,000円」に。2割軽減の基準については、「49万円」から「50万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。これにより対象世帯の拡充を図るものでございます。

また、条例の条文、24条の2につきましては、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える文言整理となっております。

議案1ページにお戻りください。附則と致しまして、施行期日でございます。第1条、この条例は、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

適用区分です。第2条、改正後の知内町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

都道府県化になって、最高限度額が54万から58万円と4万円を上がるというのは、前回の1定でもその話は伺っておりましたがけれども、ついにきたかという思いでいます。それで、当町の対象者というか、58万円の限度額を払わなければならないような方たち

は、どのくらいいるというふうにご考慮されるでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。平成30年度の国保税の課税につきましては、まだ住民税の決定がされていませんので、平成29年度の実績でご説明したいと思います。現在、こちらの方で4万円のアップということで、限度額の対象になる世帯は、37世帯、年税額で約77万円、国民健康保険税総体ですね、約77万円の増額という形で試算してございます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

わかりました。37世帯ということで、決して少ないというふうには思っておりません。それでですね、この限度額の58万円というのは、都道府県化になったということで、この北海道の市町村すべて58万円の限度額でいくというふうになっているのかどうか、それを伺いたいというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。今回の条例につきましては、国の改正という形で、各交付されてございますけれども、平成30年度から全国で都道府県化ということで一元化に向けて制度改正されているものでございます。したがって、北海道でもそれに基づいて税率を改正するという事になってございます。各町村の方もそれに基づいて、全市町村、今回の引き上げという形で基準で設けているものでございますので、よろしくご説明致します。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

すべての市町村がこの最高限度額を58万円にしたというふうにご説明されているということですが、わかりました。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第4号、『知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第4号、知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、説明資料で行いますので、見出しナンバー2、生活福祉課説明資料6ページをお開きください。知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、一部を改正するものでございます。改正の中身につきましては、第8条では、幼稚園や保育園等の入所の認定を受けた保護者から入所する施設が入所の希望を受けた場合、施設は入所資格等の確認をしなければならないものを必要に応じて行うものと致しまして、また、入所の認定書の交付を受けていない場合の確認は、入所の認定書と同一の事項が記載された通知により、行うものとするよう改めるものでございます。

また、第15条第1項第2号では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正によりまして、指定都市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外のこども園の認定等の事務権限が指定都市の長に委譲され旨の条項等が追加されたことに伴いまして、引用する条項が移動することによる改正となっております。なお、改正条文につきましては、説明資料7ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照願います。

議案1ページに戻りまして、附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

ちょっと言葉の解釈について、お尋ねします。

現行の場合に付け加える文言として、「必要に応じて」を加えるわけですね、要するに現行の条例と改正後の条例と必要に応じてと入っていたんですね。何か現行よりも、こっちの方が要するに必要に応じてということは、しない場合もあるという認識なんですけれども、それともう1つ、現行では支給認定証だけだったやつが、今度は利用者負担額に関する事項の通知、これも要するに同等の扱いをするということで、今回追加になるという。要するに追加になるのは、これも要するに認定証と同じ扱いをするよというのわかるんですけども、その必要に応じてという言葉が入ったことによって、要するにそれらをどう活用していくのか。言っていることわからないですか。わかります。それ必要に応じて緩くしたというまず、原因というのは何なんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。今回の改正につきましては、今、議員さんの方からご質問があったとおり、従来、幼稚園、保育所に入る分については、施設の方で入所の希望、保護者から入所する場合については、必ず確認をしなければならないといったものを今度は必要に応じて行うものとするということになりますので、現行よりも緩い状態という形で取り扱う形になります。この背景につきましては、今現在、この辺ではないんですけども、都会の方では待機者待ちとか決定がですね、ぎりぎりになって、施設に入所するまで本当に時間がなくて、その決定通知が本人の方に届かないとかという場合に想定しまして、認定証が交付されない場合については、その施設の方で入所の確定をしたという旨の通知書、必ず行く形になるんですけども、その通知書を持って確認してくださいよということで、それぞれ施設の入所についてスムーズに入所ができるような手続きをするための条例改正でございますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議案第5号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第5号、『指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第5号、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、説明資料で行いますので、見出しナンバー2、生活福祉課関係の資料8ページをお開きください。今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律、第6条の規定による介護保険法の改正により、平成30年4月1日以降、これまで都道府県が行っていました指定居宅介護支援事業者の指定等は市町村が行うこととなったため、条例で定めることとなっている申請者の資格に指定居宅介護支援事業者についての項目を追加し、他のサービスと同様に申請者は法人とするための条例を改正するものでございます。なお、改正条文につきましては、説明資料9ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照ください。

議案1ページにお戻りください。附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第6号、『知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

議案第6号、知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきまして、説明をさせていただきます。お手元に配付の資料、見出しナンバー2、生活福祉課資料10ページをお開きいただきたいと思います。条例制定の趣旨であります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、先ほどの議案第5号で説明をさせていただきましたとおり、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は、平成30年4月1日以降、市町村が実施することとされています。これに伴い、指定居宅介護支援事業の基準等、現在、都道府県の条例に定められている事項を市町村の条例で定める必要となったことから、本条例を制定するものであります。条例の内容につきましては、生活福祉課長より説明をさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

それでは、引き続きご説明を致します。条例の策定に関しての条例委任事項、根拠規定、基準省令、基準類型、施行期日については、記載に基づき作成してございます。

また、条例委任事項の③指定居宅介護支援事業者の指定の資格については、同様に申請者の資格を定めている知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例によりまして、指定居宅介護支援事業者についての資格についても法人と定めることとしておりまして、この条例の一部改正につきましては、策定の附則に記載し、説明資料11ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

議案に戻りまして、1ページをお開きください。知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について。第1章総則から第5章基準該当居宅介護支援の事業に関する基準まで、5つの章に区分されてございます。

第1章では、総則と致しまして、第1条に条例策定の趣旨を記載してございます。

第2章では、指定居宅介護支援の事業の基本方針と致しまして、第2条に基本方針を掲載してございます。

2ページ目になりまして、第3章では、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準と

致しまして、第3条、第4条で従業員の員数及び管理について掲載してございます。

第4章では、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準と致しまして、第5条から第30条まで、事業の運営に関する事項を掲載してございます。

11ページ、第5章では、当該基準が該当居宅介護支援の事業に関する基準と致しまして、第31条に掲載してございます。

また、12ページ、附則でございます。附則では、施行期日と致しまして、1、この条例は、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第14条（第20号に係る部分に限る。）（第31条において準用する場合を含む。）の規定は、同年10月1日から施行する。

経過措置でございます。2と致しまして、平成33年3月31日までの間は、第4条第2項（第31条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項（第31条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。3と致しまして、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下、「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例でございます。以下、「居宅介護支援等条例」という。）第14条第9号」に改めるものでございます。第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「居宅介護支援等条例第14条各号」に改める。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

市町村が行うことによって、それが下がってきたという捉え方なんでしょうけれども、ちょっとこの中で、条例の中で文言ちょっとお尋ねするんですけども、6ページの（15）のイなんですけれども、月に1回モニタリングの結果を記録するという事になっていきますけれども、今、いろいろと記録に関してはうるさくなっているんですけども、これ記録はどの程度保管するだとか、何か基準はあるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。この要綱につきましては、町の文書規定でございます。それによりまして、適正にうちの方では管理していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。期間は、一応、文書の方では、最長5年という形になってございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 選任第1号 常任委員会委員の選任について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第9、選任第1号、『常任委員会委員の選任について』を行います。

暫時休憩します。

休憩を取り消し、休憩以前に引き続き、会議を開きます。

常任委員の選任については、委員会条例第2条及び第7条の規定により、総務文教常任委員会、経済民生常任委員会の委員には、全議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、指名したとおり全議員を総務文教常任委員会、経済民生常任委員会の委員に選任することに決定致しました。

◎ 議長(伊藤政博)

ここで、先ほど町税条例の一部を改正する条例の質疑に出てまいりました認定長期優良住宅の要件について、説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐藤和人)

先ほど9番議員の方から質疑がありました認定長期優良住宅につきまして、申請方法と評価についてご説明致します。申請先につきましては、北海道で行い、評価につきましては、第三者機関で行います。第三者機関におきましては、国土交通省の住宅の耐震性能に適合しているか評価を行いまして、優良住宅に認定するような形になっております。通常、申請につきましては、住宅会社等で行うのが通常となっております。以上で説明を終わります。

◎ 議長(伊藤政博)

9番、谷口君、よろしいですか。

9番、谷口君。

◎ 9番(谷口康之)

今の部分でありますと、極端な言い方をすると、うちの町ではそういう形の住宅ということはあるのか、あったらどのくらいの数になるのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

先ほど9番議員の方から申し上げたとおり、昭和50年以前の住宅については、町の方に耐震改修の申請は今されておられません。しかしながら、新たに住宅が建てられる住宅につきましては、耐震改修が行われていると思われませんが、ちょっと数量等につきましては、今現在、把握しておりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 諸般の報告（常任委員会正副委員長の選任報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、諸般の報告を行います。本件は、委員会条例第8条第2項の規定により、休憩中の各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいっておりますので、報告致します。

総務文教常任委員会の委員長に吉田峰一君、副委員長に花井泰子君。経済民生常任委員会の委員長に西山和夫君、副委員長に笠松悦子君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩致します。

◎ 副 議 長（谷口泰之）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

● 議長の常任委員辞任について

◎ 副 議 長（谷口泰之）

お諮り致します。只今、総務文教常任委員及び経済民生常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したいとの旨の申し出がございました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、『議長の常任委員辞任について』を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定致しました。

追加日程第1、議長の常任委員辞任についてを議題と致します。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一委員会に委員として所属することは適当ではないとし、また、行政実例でも議長については、委員の辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員及び経済民生常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮り致します。本件は申し出のとおり辞任について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議長の総務文教常任委員及び経済民生常任委員の辞任について許可することに決定致しました。

暫時休憩致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

● 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第11、選任第2号、『議会運営委員会委員の選任について』を行います。

議会運営委員会委員は、委員会条例第7条第4項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

● 諸般の報告 (議会運営委員会正副委員長の選任報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第12、『諸般の報告』を行います。本件は委員会条例第8条第2項の規定により、休憩中の議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいっておりますので、報告します。

議会運営委員会の委員長に木村一君、副委員長に成澤五郎君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで、諸般の報告を終わります。

● 議席の変更について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に『議席の変更』を行います。議席は会議規則第4条第3項の規定により変更します。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第2、『議席の変更について』を議題とします。
暫時休憩します。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりです。その議席番号と氏名を事務局
長に朗読させます。

◎ 議会事務局長（森永 茂）

それでは、議席番号と氏名を朗読します。1番、五十嵐議員。2番、成澤議員。3番、
笠松議員。4番、松井議員。5番、木村議員。6番、吉田議員。7番、花井議員。8番、
西山議員。9番、谷口副議長。10番、伊藤議長。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、朗読したとおり、議席を変更します。

なお、議席の変更は、次回の本会議より行いたいと思いますので、只今、配付しました
議席表のとおり、次回から着席をお願い致します。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じます。

平成30年第2回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（ 閉会 午前10時05分 ）